○ 鈴鹿工業高等専門学校運営規則

平成 16 年 4 月 1 日 規 則 第 2 号 最終改正令和 3 年 4 月 14 日

鈴鹿工業高等専門学校運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校(以下「本校」 という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営会議)

- 第2条 本校に、本校の教育研究及び管理運営に関する重要事項を審議し、もって本校の円滑な 運営を図るため、運営会議を置く。
- 2 運営会議は、次の各号に掲げる教職員をもって組織する。
  - (1) 校長
  - (2) 副校長
  - (3) 校長補佐
  - (4) 学科長及び教養教育科長
  - (5) 事務部長
  - (6) 課長
- 3 運営会議が必要と認めたときは、議事に関連する教職員等の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 運営会議は、校長が主宰し、原則として毎月1回開催するものとする。ただし、必要ある場合は、臨時に開催することができる。
- 5 運営会議の庶務は、総務課で処理する。

(室の設置)

- 第2条の2 本校に、本校における特定業務について企画立案し、及び実施する組織として次の 各号に掲げる室を置く。なお、各号に掲げる室には本校運営体制図にあわせて、付随する業務 を行うための担当を置くことができる。
  - (1) リスク管理室
  - (2) 学生支援室
  - (3) 広報室
  - (4) 男女共同参画室
  - (5) 国際交流室
  - (6) 次世代教育推進室
- 2 前項各号に掲げる室は、本校教職員の兼務者をもって組織する。
- 3 前条第1項に掲げる室は、本校の組織運営を円滑とするため第4条に掲げる委員会と連携して業務を行うものとする。
- 4 室及び担当の業務その他の必要な事項は、校長が別に定める。

(対策本部及び対策等委員会)

- 第3条 校長は、本校において発生する緊急かつ不測の事象(以下「危機事象」という。)を速やかに対処するため、危機事象に応じて対策本部を設置することができる。
- 2 対策本部に関し必要な事項は、校長が別に定める。
- 3 校長は、対策本部の設置に至る前に、危機事象に対する初動対応又は未然防止のため必要と 判断した場合は、その対策又は調査を行う委員会を組織し、指揮するものとする。
- 4 前項に規定する委員会の名称、任務及び構成は、その都度、校長が決定し、当該委員会の庶務は原則として事務部長が処理する。

(委員会)

- 第4条 本校に、校長の諮問に応じ本校の運営に関する事項を審議するため、校長が主宰する委員会として次の各号に掲げる委員会を置き、校長が委員長となる。委員会の任務、組織及び庶務担当は、別表第1のとおりとする。なお、各号に掲げる委員会には本校運営体制図にあわせて、付随する業務を行うための担当を置くことができる。
  - (1) 教員選考委員会
  - (2) キャンパス整備・マネジメント委員会
  - (3) 自己点検評価・改善委員会
  - (4) 入学試験委員会
  - (5) 情報セキュリティ管理委員会
  - (6) いじめ防止等対策委員会
- 2 前項に規定するもののほか、校長の諮問に応じ本校の運営に関する事項を審議するため、校 長が指名した教職員が主宰する委員会として次の各号に掲げる委員会を置き、その任務、組織、 委員長及び庶務担当は、別表第2のとおりとする。なお、各号に掲げる委員会には本校運営体 制図にあわせて、付随する業務を行うための担当を置くことができる。
  - (1) 教務委員会
  - (2) 学生委員会
  - (3) 寮務委員会
  - (4) 研究推進委員会
  - (5) 情報委員会
  - (6) 図書・文化委員会
  - (7) 安全衛生委員会
  - (8) ハラスメント防止等対策委員会
  - (9) 進路支援委員会
  - (10) 教員表彰選考委員会
- 3 前項に掲げる教務委員会、学生委員会及び寮務委員会にあっては、年度の初めに、当該年度 における運営の方針を校長に報告するとともに、教職員に周知しなければならない。
- 4 第2項に掲げる委員会は、少なくとも年度内に1回は開催し、その審議内容(当該委員会が 設置する分科会及び部会における審議内容を含む。)を当該年度の末までに取りまとめ、校長に 報告しなければならない。
- 5 第1項及び第2項に掲げる委員会に、必要に応じ委員長の職務を助ける副委員長を置くこと

ができる。

6 副委員長は、校長が指名するものとする。

(任期)

- 第5条 第4条に規定する委員会における委員(役職による委員を除く。)の任期は、2年とし、 再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、当該年度の末日とする。
- 3 欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員以外の出席)
- 第6条 第4条に規定する委員会が必要あると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(分科会)

- 第7条 第4条に規定する委員会に、委員長が指示する専門的事項について調査検討し、審議するため、必要に応じ分科会を置くことができる。
- 2 分科会において決定した事項については、当該分科会を設置する委員会(以下「設置委員会」といい、第8条において準用する。)において決定されたものとみなす。
- 3 分科会において審議又は決定した事項は、その都度、設置委員会の委員長に報告するものと する。
- 4 分科会は、少なくとも年度内に1回は開催し、その審議内容を当該年度の末までに取りまとめ、設置委員会に報告しなければならない。
- 5 分科会の任務、組織及び分科会長等は、校長が別に定める。 (部会)
- 第8条 第4条に規定する委員会に、委員長が指示する専門的事項について課題等を整理し、当該委員会の決定した事項を実施するため、必要に応じ部会を置くことができる。
- 2 部会において整理及び実施した事項は、その都度、設置委員会の委員長に報告するとともに、その活動内容を当該年度の末までに取りまとめ、設置委員会に報告しなければならない。
- 3 複数の部会にまたがる専門的事項を調整し、その整理に当たる場合には、設置委員会の委員 長の指示により関係する部会を合同で開催することができる。
- 4 部会の任務、組織及び部会長等は、設置委員会の議を経て校長が別に定め、任務終了後は解散するものとする。

(推進会議又は主事補会議等)

第9条 第4条に規定する委員会に、その審議を円滑に進めるため、必要に応じ推進会議又は主 事補会議、協力会議、ワーキンググループを置くことができる。

(審議事項の報告)

第10条 第4条に規定する委員会で審議された事項については、必要に応じ運営会議に報告するものとする。

(教職員会議)

- 第11条 本校に、校長、副校長又は校長補佐が必要と認める事項について教職員に周知し、又は意見交換を行うため、教職員会議を置く。
- 2 教職員会議は、校長、教職員(事務職員にあっては係長相当以上の者、技術職員にあっては

技術専門職員以上の者)をもって組織する。

- 3 教職員会議は、校長が主宰し、原則として5月、7月、10月及び2月の年4回開催するものとする。ただし、必要がある場合は、臨時に開催することができる。
- 4 教職員会議に司会者を置き、学科長又は教養教育科長のうちから選出された者をもって充て る。
- 5 教職員会議の庶務は、総務課で処理する。

(雑則)

第12条 この規則の取扱いについて疑義が生じた場合は、その都度、校長が決定するところによる。

附則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際の委員会委員(役職による委員を除く。)の任期は、第4条第1項の規定に かかわらず、任期の終期は平成17年3月31日までとする。

附即

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成17年12月5日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年5月1日から施行する。

附則

この規則は、平成20年7月7日から施行する。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成22年2月8日から施行する。

附目

この規則は、平成23年7月1日から施行し、平成23年5月31日から適用する。

附則

この規則は、平成24年9月6日から施行する。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成25年4月8日から施行し、 平成25年4月1日から適用する。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成28年3月16日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成30年2月7日から施行する。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

附則

この規則は、令和3年4月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表第1 (第4条第1項関係)

委員会	任 務	組織	庶務担当
の名称			
教員選考委員会	教員の採用及び昇任に関する事項を審議す	(1)校長	総務課
	る。	(2)副校長	
考		(3)主事及び専攻科長	
安 員		(4)その他校長が必要と認	
会		めた者	
	本校の施設・インフラに関するハード整備と	(1)校長	総務課
マキャ	環境・交通等を含めたマネジメント等のソフ	(2)副校長	
イジメ	ト施策に関する事項を審議する。	(3)主事及び専攻科長	
メンパス		(4)学科長及び教養教育科	
マネジメント委員会キャンパス整備・		長	
員・		(5)事務部長	
		(6)課長	
自	本校の評価の基本方針を検討するとともに、	(1)校長	総務課
自己点検評価・改善委員会	評価の実施に関する事項を審議する。	(2)副校長	
検		(3)主事及び専攻科長	
評価		(4) 学科長及び教養教育	
• ⊒⁄r		科長	
善善		(5)事務部長	
安 員		(6)その他校長が必要と認	
会		めた者	
	入学者選抜に関する事項を審議する。	(1)校長	学生課
入学試験委員会		(2)副校長	
		(3)主事及び専攻科長	
		(4)学科長、教養教育科長	
		及び副専攻科長	
会		(5)入試広報担当長	
		(6)事務部長	

	独立行政法人国立高等専門学校機構情報セ	(1)情報セキュリティ責任	学生課
	   キュリティポリシー対策規則(機構規則第	者(校長)	
	98 号)第 20 条第 2 項及び鈴鹿工業高等専門	(2)情報セキュリティ副責	
	   学校情報公開取扱要項第3条に規定する事	任者(副校長及び事務部	
情	項を審議する。	長)	
情 報 セ		(3)情報セキュリティ推進	
キュ		責任者	
그 빗		(4) 情報セキュリティ管	
ティ		理者(専攻科長、学科長、	
管理		教養教育科長、課長及び	
リティ管理委員会		教育研究支援センター	
会		技術長)	
		(5)情報処理センター長	
		(6)その他情報セキュリテ	
		ィ責任者が必要と認め	
		た者	
	学生のいじめに関する事項を審議する。	(1)校長	学生課
		(2)副校長	
		(3) 教務主事	
いじ		(4)学生主事	
め   防		(5) 寮務主事	
め防止等対策委員会		(6) 専攻科長	
		(7) 学生支援室長	
		(8) 事務部長	
		(9) 学生課長	
		(10)看護師	
		(11)その他校長が必要と認	
		めた者	

別表第2(第4条第2項関係)

委員会	任務	組織	委員長	庶務担
の名称	L 1 <del>/3</del>	小口. 小权	女貝尺	当
教務委員会	学科及び専攻科の教育計画の立案	(1)副校長	教務主事	学生課
	その他教務に関し、校長から諮問	(2)主事及び専攻科長		
	された事項及び専攻科の運営並び	(3)教務主事補		
	に教務主事又は専攻科長が必要と	(4)学科長、教養教育科長		
	認めた事項を審議する。	及び副専攻科長		
		(5)教科責任者		
		(6) クリエーションセン		
		ター長、情報処理セン		
		ター長、学生支援室長、		
		事務部長並びに教育研		
		究支援センター技術長		
		(8)学生課長		
		(9)その他校長が必要と		
		認めた者		
学	学生の生活(教務委員会及び寮務	(1)副校長	学生主事	学生課
学生委員会	委員会の所掌に属する事項を除	(2)学生主事、教務主事及		
員合	く。) に関し、校長から諮問された	び寮務主事		
<u> </u>	事項及び学生主事が必要と認めた	(3)学生主事補		
	事項を審議する。	(4)学年主任		
		(5) 専攻科長補佐		
		(6) 学級担任及び担任補		
		佐		
		(7)学生支援室長		
		(8)学生課長		
		(9) その他校長が必要と		
		認めた者		
寮	寄宿舎生の生活指導及び教育に関	(1)副校長	寮務主事	学生課
	し、校長から諮問された事項及び	(2) 寮務主事、教務主事及		
寮務委員会	寮務主事が必要と認めた事項を審	び学生主事		
	議する。	(3)寮務主事補		
		(4)寮監		
		(5)学生課長		
		(6)その他校長が必要と		
		認めた者		

			1	1
研	共同研究等研究活動、地域貢献活	(1)研究主事	研究主事	総務課
研究推進委員会	動(主として研究活動に限る。)及	(2)副研究主事		
	び産業界等との連携・協力の実施	(3)研究主事補		
	に関し、校長から諮問された事項	(4) 共同研究推進センタ		
	及び研究主事が必要と認めた事項	ー副センター長		
	を審議する。	(5)事務部長		
		(6)その他校長が必要と		
		認めた者		
情	独立行政法人国立高等専門学校機	(1)情報セキュリティ推	情報セキュ	学生課
報委	構情報セキュリティポリシー対策	進責任者	リティ推進	
情報委員会	規則(機構規則第98号)第 22	(2)情報処理センター長	責任者	
云	条第2項に規定する事項を行う。	(3) 各学科及び教養教育		
		科から選出された者		
		(4)その他校長が必要と		
		認めた者		
図	図書館の運営及び図書館が主催す	(1)図書館長	図書館長	学生課
書・文化	る文化的な事業に関し、校長から	(2) 学生課長		
	諮問された事項及び図書館主事が	(3) 各学科及び教養教育		
文化委員会	必要と認めた事項を審議する。	科から選出された者		
員 会		(4)その他校長が必要と		
		認めた者		
安	校長の諮問に応じ、次の事項につ	(1)副校長	副校長	総務課
安全衛生委	いて審議する。	(2)研究主事		
生素	(1)教職員の健康障害を防止する	(3)衛生管理者		
安員会	ための基本とするべき対策に関	(4)産業医		
会	すること。	(5)事務部長		
	(2)教職員の健康の保持増進を図	(6)総務課長		
	るための基本となるべき対策に	(7)安全衛生に関し経験		
	関すること。	を有する者のうちか		
	(3) 労働災害の原因及び再発防止	ら、教職員の過半数を		
	対策で、衛生に係るものに関す	代表する者の推薦に基		
	ること。	づき校長が指名したも		
	(4)前3号に掲げるもののほか、教	の5名		
	職員の健康障害の防止及び健康			
	の保持増進に関する重要事項。			
	(5)その他校長が必要と認める事			
	項に関すること。			
L	1	i	1	

ハ	(1)ハラスメントを防止し、排除す	(1)副校長	副校長	総務課
ラスメント防止	るための広報、啓発活動及び研	(2)主事及び専攻科長		
	修の企画並びに実施すること。	(3)学生支援室長		
	(2)ハラスメントに起因する問題	(4)総務課長		
	に係る対策のうち、特に重要と	(5) 教職員の過半数代表		
等	考えられるものに関すること。	者		
止等対策委員会	(3)ハラスメントに係る概要の公	(6) その他校長が必要と		
委員	表に関すること。	認めた者		
会	(4)その他ハラスメントの防止等			
	に関し、必要と認められる事項。			
進	学生の進路支援に関し、校長から	(1) 学科長及び教養教育	校長が指名	学生課
進路支援委員会	諮問された事項を審議する。	科長	した者	
援		(2) 専攻科長補佐		
安員		(3) その他校長が必要と		
会		認めた者		
教員表彰選考委員会	教員表彰の選考に関し校長から諮	(1)副校長	副校長	総務課
	問された事項及び副校長が必要と	(2)学科長及び教養教育		
	認めた事項を審議する。	科長		
		(3)その他校長が必要と		
		認めた者		
会				